

令和 8 年 度

小型動力ポンプ付積載車

仕 様 書

四万十市

総 則

本仕様書は、四万十市（以下「発注者」という。）が購入する、小型動力ポンプ付積載車（以下「積載車」という。）を製作するにあたり必要な事項を次のとおり定めるものとする。

概 要

本該積載車は、本仕様書に記載するシャーシに消防活動上必要な装備及び、付属品等の取付け、収納装置を設けるとともに、乗車の安全確保に必要な艤装を行い、道路運送車両法の保安基準に適合し、かつ緊急車両として登録承認が得られるものとする。

1 製 作

受注者は、製作に先立ち次に掲げる図書各2部を発注者に提出し、本仕様書に基づき四万十市担当者及び四万十消防署担当者と十分な打ち合わせを行い、事前に製作承認を受けるものとし、積載車の製作にあたっては、使用される車両及び装備品、付属品等はメーカー公表の最新機種とする。

- （１）製作工程表
- （２）完成艤装図（外観5面）

2 提出図書

受注者は納入の際、次の図書・写真各2部を提出すること。

- （１）ポンプ性能試験表
- （２）改造自動車等審査結果通知書
- （３）取扱説明書
- （４）付属積載品明細書
- （５）完成車両カラー写真（外観5面及びその他各部）S.サイズ

3 検査検収

受注者は、積載車の完成後、納入の際に四万十市担当者及び四万十消防署担当者の立ち合いのもと検査検収を受け、不具合が生じた場合には改修のうえ、再検査を受けるものとする。

4 納 入

完成車両の納入は、次のとおり決定する。

- （１）納入期限は、令和9年3月20日とする。
- （２）納入場所は、四万十消防署とする。
- （３）納入にあたっては、検査検収終了後、各部の清掃、注油等の手入れを行ったのちとする。

5 その他

- （１）受注者は、本積載車の新規登録を完成させ、輸送等に関する費用を負担すること。ただし新規登録手数料、リサイクル料、自賠責保険料、重量税は発注者側の負担とする。
- （２）本積載車における設計、製作について特許、その他権利上問題が生じた場合には、受注者側において責任を負うこと。
- （３）保障期間終了後においても、設計、使用資機材等に起因する不良箇所が発生した場合

には無償で修理・修復を行うこと。

(4) 本積載車仕様について質疑、仕様変更等の必要が生じた場合は、その都度、四万十市担当者及び四万十消防署担当者の指示及び承認を受けること。

(5) 納入後、四万十市及び四万十消防署が指示する時期にシャシ及び小型動力ポンプの取扱い説明を行うこと。

(6) 旧積載車・付属品の扱いは四万十市と協議を行い対応すること。

車両取り付け品

1 車両関係取り付け品

(1) 牽引フック (車両前部)	1 個
(2) サンバイザー (助手席を含む)	1 式
(3) パワーウインドウ (フロント)	1 式
(4) CDステレオ (USB付き)	1 式
(5) マットガード (純正品)	1 式
(6) オールシーズンタイヤ (スペアタイヤ除く)	1 式
(7) ドライブレコーダー	1 個
(8) フロアマット	1 式
(9) エアコン	1 式
(10) エアバック	1 式
(11) バックモニター (ミラー型)	1 式

2 付 属 品

(1) スペアタイヤ (標準)	1 式
(2) タイヤチェーン	1 式
(3) ジャッキ	1 式
(4) 標準工具	1 式
(5) 三角停止表示板	各1部
(6) 取扱説明書・パーツリスト	1 式
(7) 予備電球・ヒューズ	必要数

装備・機装 (取付品及び位置)

1 使用シャーシ

(1) 軽四デッキバンタイプ	
(2) 駆動方式	4WD AT仕様
(3) 総排気量	0.660L以下
(4) 乗車定員	4名
(5) 全 長	3400mm以下
(6) 全 幅	1480mm以下
(7) 全 高	2000mm以下

2 小型動力ポンプ

小型動力ポンプは、国家検定合格品のB－3級とし、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に適合すること。

なお、付属品については、国庫補助対象規格品とする。

主要諸元

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 検定級別 | B－3級（2ストロークモデル） |
| (2) 出 力 | 8.6 Kw以上 |
| (3) 放 水 口 | ボールコック式又はオペティバルブ |
| (4) 冷却方式 | 空冷式 |
| (5) 真空ポンプ | 無給油方式（オイルレス） |
| (6) 始動方式 | セルスターター・リコイルスターター式 |

3 艀 装

車 体

- (1) 前部1箇所に牽引用フックを設けること。（メーカー標準）
 - (2) キャビンより後部に渡って、車体最後部のゲート型フレームを接続するヤグラを設置すること。
 - (3) 車両荷台に専用の小型動力ポンプ傾斜引出しレールを設け積載し、容易に積み降ろしができることとし、車両後部より容易に引出しできるように設置すること。
 - (4) 小型動力ポンプの左横に65mmホース（2重巻き）5本を収納できる固定式ホース収納ラックを設置すること。
 - (5) 運転席上部に散光式警光灯、電子サイレン用スピーカー、団名標識灯の専用ラックを設けること。
 - (6) 電子サイレン、散光式警光灯、団名標識灯の操作スイッチ及び配線は、専用のヒューズを介し、助手席のダッシュボード上部にまとめて取り付けること。
 - (7) 団マークを車両前面の中央部に取り付けること。
 - (8) 吸管取付装置は荷台後部のゲート型フレームに設置し、容易に脱着できる構造とすること。
 - (9) 車両荷台後部ステップはアルミ縞板張りとする。
 - (10) キャビン内乗員席に厚手のビニールシートを張ること。
 - (11) バッテリー及びオルタネーターはメーカー公表の性能を有し、電装品、資機材に必要な電力容量を十分確保できるものとする。
 - (12) 車両のバッテリー上がりを防ぐ充電器及び充電用端子（100V）を設置すること。過充電を防ぐ装置を設け、緊急出動時には簡単に外れるようにマグネットコンセント式とすること。
- また、小型動力ポンプ用充電器も取り付け充電用端子より同時給電すること。

4 取付品、取付装置及び付属品

- (1) 荷台後部に設けた吸管取付装置にて65mm×6m吸水管（ソフトタイプ）を取り付けること。
- (2) 車両後部左側に50W以上LEDサーチライト（拡散タイプ）を取り付け、点灯スイッチは、サーチライトの取り付け部付近に専用のスイッチを設けること。

- (3) 車両左右上部及び荷台の上部に夜間作業用の LED 照明灯を設け、専用のスイッチを操作しやすい車両側面に設けること。
- (4) 車両荷台ヤグラ上部に、後方から視認しやすい箇所に補助赤色警光灯を取り付けること。
- (5) 左右後輪タイヤを照らす路肩灯、車両ルーフ部分左右に LED 作業灯を取り付け、個々の点灯スイッチを運転席の操作しやすい場所に取り付けること。
- (6) キャビン内部の後部座席上部左右に LED 室内灯を取り付けること。
- (7) キャビン内部、後部にヘルメット等を掛けるフックを乗車定員分取り付けること。
- (8) 梯子（伸縮式）はキャビン上部に専用の取り付け金具によって取り付け、梯子の横にとび口（2本）を専用の取り付け金具で取り付けること。
- (9) 後部ヤグラ右側の取り外しが容易に行える場所に、専用の取り付け金具により管鎗2本を取り付けること。
- (10) ヤグラ左側に、専用の取り付け金具によりホース背負い器を取り付けること。（協議）
- (11) 消火器は、キャビン後部に懸架する方式にて取り付けること。
- (12) 消火栓媒介金具は、小型動力ポンプ右横に設けること。（協議）
- (13) 消火栓スパナ（地下式）・金テコ・スタンドパイプ・剣先スコップはキャビン後部に専用の取り付け金具にて取り付けること。（協議）
- (14) 携行缶は、小型動力ポンプ上部のヤグラの適当な位置に、走行中落下の恐れがなく、使用に際しては取り出しやすい構造の専用ラックを設けて取り付けること。（協議）
- (15) 以下に記載する付属品については、取り付け装置または取り付け金具により車両の適当な位置に取り付けること。
 - ①クイックキャッチャー
 - ②ホースブリッジ
 - ③車輪止め
- (16) 取り付け品、取り付け装置及び付属品は別表のとおりとする。なお、仕様にある付属品の取扱いがない場合には、同等品以上の仕様品でも可能とする。ただし、この場合には事前に詳細な仕様書を提示し四万十市及び四万十消防署担当職員の同意をえること。

5 塗装及び文字入れ（文字入れ、線引き）

- (1) 車体は特殊科学液にて十分な錆落としの上、燐酸塩被膜を形成後、プライマー、パテ、水研ぎ及びサーフェーサーを行い、熱風乾燥炉にて十分乾燥させ、朱色ウレタン塗装にて4回以上の吹き付け塗装を行い、再び熱風乾燥炉にて十分乾燥させ、塩害等に強い塗装を施し、塗装工程は最新のものであること。
- (2) 車体両サイドに、白文字反射シール丸ゴシックで『四万十市消防団後川分団』と記入すること。
- (3) キャビン上部の標識灯に黒文字丸ゴシックで『後川分団』と記入すること。
- (4) キャビン上部に白文字反射シール丸ゴシックで『うしろがわ3』の対空表示をすること。
- (5) キャビンフロント部左側に白文字反射シール丸ゴシックで『うしろがわ3』と無線番号を表示すること。

6 消防用車載型無線電話装置

- (1) 本装置は既存車両から運転席内の運転に支障のない、操作し易い位置に移設し、アンテナを取り付け、同軸ケーブルを運転席内に配線すること。
- (2) 無線機の電源は、バッテリーから直接無線機専用運転席へ配線すること。
- (3) キーをオフにすると、無線機の電源が遮断されるように取り付けること。
- (4) アンテナ取り付けは、アンテナ先端までの車高が 2,050mm以内に収まるようにキャビン部分に、資機材取り外しに支障のない場所に取り付けること。(詳細な取り付け場所は協議を行い決定することとする)
- (5) アンテナ・配線は新品を取り付けること。
- (6) 車内・車外切替スイッチにより無線機音声を外部に出力できる事。

7 電 装

- (1) LED型散光式警光灯 (NX-MS-VY1-A) をキャビン上部に雨水等が浸入しないよう自在型金具で堅牢に取り付け、操作は電子サイレンスイッチと連動すること。
- (2) 赤色点滅灯 LFA-50S をフロント・リアに各 2 個取り付け散光式警光灯と連動すること。
- (3) ダッシュボード内にサイレンアンプ (TSK-D151) を取り付け、散光式警光灯内スピーカーに接続すること。
- (4) ダッシュボード内に時計付カセット・CD プレイヤーを取り付け、散光式警光灯内スピーカーに接続すること。(車外切り替えスイッチ)
- (5) 標識灯は車両スモールランプと連動すること。

別表 1 (小型動力ポンプ及び付属品)

品 名	規 格	員 数
小型動力ポンプ	B-3 級	2 台
吸水管	ツノ型金具付 65mm×6m (バンド付)	2 本
吸管ストレーナ	65 mm	2 個
吸管ちりよけ籠	75・65 mm兼用	2 個
吸管枕木	ゴム製	1 個
吸管ロープ	ナイロン製 10m	1 本
消火栓媒介金具 (ツノ型)	65mmネジメス×65mm差込メス	1 個
媒介金具	65mmメス×65mmメス	1 個
媒介金具	65mmオス×65mmオス	1 個
媒介金具	50mmメス×65mmオス	1 個
消火栓開閉金具 地上式	40 角・20 角	1 個
消火栓開閉金具 地下式	T 型	1 本
マンホールキー	T 型	2 個
マンホールフック (手鉤)	防火水槽開閉用	2 個
管鎗	スーパーストリーム PP65A	2 本

噴霧ノズル	ダブコンマークⅡ	2 個
消火栓スタンドパイプ	ヨネスーパーライト単口引上げ式 65mm	1 本
分水器	65 mm 2 口×65 mm WB-65・65	1 個
逃し弁付中継媒介金具	65mm	2 個

別表 2（取付品及び付属品）

とび口	1.8m グラスファイバー	2 本
剣先スコップ		1 丁
金てこ		1 本
ホース背負い器	65 mmホース 3 本用 アルミ製	1 個
梯子	伸縮式	1 個
ホースブリッジ	CB-450	1 組
自動車用消火器	10 型	1 組
燃料携行缶	SUS 製 100縦型	1 缶
車輪止め	ゴム製	2 本
消防ホース	65 mm×20m 1.3Mpa 低圧損	10 本
クイックキャッチャー	定水位ストレーナー	2 個
消防無線機移設工事費	アンテナ新規・無線機音声外部出力	1 式

その他

本仕様書記載事項中、疑義を生じたときは、その都度、四万十市担当者及び四万十消防署担当者と協議の上、処理するものとする。